

佐伯市中心市街地活性化協議会規約

(設置)

第1条 佐伯商工会議所及び株式会社まちづくり佐伯は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、佐伯市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、大分県佐伯市の中心市街地に置く。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により佐伯市が作成しようとする基本計画（以下基本計画）並びに法第9条第10項の規定による認定基本計画（以下認定基本計画）及びその実施に必要な事項、法第40条第1項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項を協議し、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 佐伯市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 特定民間中心市街地活性化事業計画に関し必要な事項についての意見提出
- (3) 佐伯市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

(構成員)

第6条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 佐伯商工会議所
- (2) 株式会社まちづくり佐伯
- (3) 佐伯市
- (4) 法第15条第4項に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(組織)

第7条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第8条 会長は、佐伯商工会議所会頭をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、株式会社まちづくり佐伯代表取締役をもって充てる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

5 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、第6条各号に掲げる者が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会議の招集)

第10条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 会議は、委員全員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第12条 第5条に掲げる事項及び協議会の運営について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 前項に定めるもののほか幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金その他の収入により支弁するものとする。

(会計)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第15条 協議会の出納を監査するため、監査役2名を置く。

2 監査役は、協議会委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

3 監査役は、第1項に規定する監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

(解散)

第16条 協議会が解散する場合は、委員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、株式会社まちづくり佐伯がこれを決算する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

- 1 この規約は、平成21年9月28日から施行する。
- 2 協議会設立時の委員、会長及び副会長並びに幹事の任期は、平成22年3月31日までとする。

佐伯市中心市街地活性化協議会幹事会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐伯市中心市街地活性化協議会規約第12条第2項に基づき、佐伯市中心市街地活性化協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、佐伯市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 協議会規約第4条に掲げる事項についての審議及び承認

(2) 協議会の運営全般に関し必要な事項

(構成員)

第3条 幹事会は、協議会委員の中から会長が指名する者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は幹事をもって組織する。

2 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事長は、幹事の中から会長が指名する者をもって充てる。

2 幹事長は、幹事会を主催し、会議の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長が指名する者をもって充てる。

4 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 幹事長は、委員の2分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 幹事長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ幹事に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 幹事会は、幹事全員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。なお、会議への出席は代理出席及び委任状出席を認めるものとする。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(推進部会)

第8条 第2条に掲げる事項について専門的に協議し、又は調整するため、推進部会を設置することができる。

2 推進部会の組織、運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(協議会への報告)

第9条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない

い。

- 2 会長は、前項の既定による報告について必要に応じて協議会の会議に諮るものとする。

(補足)

第10条 この既定に定めるもののほか必要な事項は、幹事長が会長と協議の上別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月28日から施行する。

佐伯市中心市街地活性化協議会推進部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐伯市中心市街地活性化協議会幹事会（以下「幹事会」という。）設置規程第8条第2項の規定に基づき、推進部会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会に、次に掲げる推進部会を設置する。

- (1) まちなか居住推進部会
- (2) 商業活性化推進部会
- (3) 観光振興推進部会

2 前項の推進部会は、次に掲げる事項を専門的に協議し、又は調整を図るものとする。

- (1) まちなか居住推進部会
居住者及び市民の生活拠点、公共交通の整備に関する事項
- (2) 商業活性化推進部会
中心商店街区の整備及び活性化に関する事項
- (3) 観光振興推進部会
当該地区の観光資源の整備及び広域的観光の活性化に関する事項

(組織)

第3条 各推進部会の委員は、幹事長が定める。

- 2 各推進部会は、部会長、副部会長を各1名置き、推進部会の部会員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、副部会長はこれを補佐する。
- 4 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。
- 5 部会長は、推進部会において調査検討した事項について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第4条 各推進部会の庶務は、協議会の事務局が行うものとする。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、部会長が幹事長と協議の上別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月28日から施行する。

